



『個人情報保護法の改正に伴う三鷹市 個人情報保護条例及び関連条例の 改正・廃止等に関する骨子(案)』

☎相談・情報課☎0422-44-6600

市は保有する個人情報を適正に保護し、適切な取り扱いとするため三鷹市個人情報保護条例を制定し、運用してきました。このたび、個人情報の保護に関する法律が改正されたことを受けて、同条例などを改正・廃止します。同骨子(案)は、同条例などの改正・廃止に向けて、これまでの市の検討結果をまとめたものです。

※同骨子(案)の全文は市ホームページで閲覧できるほか、同課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンターで配布しています。

ご意見をお寄せください

9月20日(火)～10月11日(火)(必着)に住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)とご意見を、直接または郵送、ファクス、電子メールで「〒181-8555相談・情報課」・FAX 0422-48-2810・✉soudan@city.mitaka.lg.jpへ



「三鷹市おくやみ窓口」 相談・電話予約の受け付けを開始

☎市民課☎0422-29-9191

同窓口では、死亡に関連する市役所での手続きを市職員が調べて、遺族が行う書類作成をサポートします。10月3日(月)の開設に先立ち、電話による相談・予約受け付けを開始します(インターネットによる予約は10月3日から。詳しくは市ホームページをご覧ください)。

◆電話受け付け開始日時 9月21日(水)午前9時30分から

◆相談・予約専用電話 ☎0422-24-6487

※同窓口ですべての行政手続きが完了するものではありません。

おくやみハンドブックを配布中

市役所で行う手続きのほか、市役所以外での手続き内容などを掲載しています。市民課で配布しているほか、市ホームページ、みたかe-bookポータルからご覧いただけます。



「みたかふれあい支援員」を 募集しています

☎高齢者支援課☎0422-29-9272

地域全体で高齢者を支えるため、養成研修(下記)を受講して支援員の認定を受けると、訪問ヘルパーの資格がなくてもヘルパーとして働くことができる取り組みを進めています。

三鷹ふれあい支援員とは?

高齢者の居宅で、自立支援を目的とした掃除や調理などの日常生活上の支援を行います(身体介護は行いません)。市が指定する事業所と契約し、報酬は事業所の規定によります。

認定ヘルパー養成研修

☎①Aコース=11月15日(火)・18日(金)・22日(火)・25日(金)午前10時～午後1時(全4回)、②Bコース=12月1・8日の木曜日午前9時30分～午後4時30分(全2回)

①18歳以上で全回受講できる方各30人(高校生を除く)

②三鷹市公会堂さんさん館

③①10月31日(月)、②11月14日(月)までに必要事項(11面参照)を同課☎0422-29-9272・FAX 0422-48-2813へ(申込多数の場合は抽選)

◆研修内容

介護保険制度、市の高齢者福祉制度の概要/認知症、加齢による心身の変化などの理解/接遇/家事支援実習

研修費の補助が受けられます

同支援員として一定時間従事した方には、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の研修費の一部を補助します。

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎保険課☎0422-29-9219

10月1日(土)から自己負担割合が「1割」「2割」「3割」の3区分になります

2割負担になる方には配慮措置が始まります

令和7年9月30日までの3年間、外来医療の負担増加額の上限が1カ月当たり最大3,000円までとなり、上限額を超えて支払った金額を高額療養費として支給します。

支給口座が未登録の方に事前申請書を送付します

10月1日から自己負担割合が2割負担になる方で、高額療養費の口座登録がない方に、後期高齢者医療広域連合から「高額療養者支給事前申請書」を9月20日(火)に発送します。申請書が届いたら、必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で期限内にご提出ください。申請書を期限内に提出することにより、円滑に支給を受けることができます。

10月1日(土)から

おたふくかぜ 予防接種の一部費用助成を開始

☎健康推進課☎0422-24-8050

おたふくかぜワクチンは任意(法定外)接種で、市が接種を積極的に推奨しているものではありませんが、ワクチンによる予防が大切だといわれています。接種の必要性や副反応について十分に理解したうえで、接種を受けてください。

☎10月1日接種分から(9月30日(金)以前の接種への費用の払い戻しはありません)

①1歳以上2歳未満のお子さん(接種日時点)

②自己負担金3,000円(助成後の金額。医療機関で支払い。助成は1回のみ)
※生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は、保護受給等証明書を医療機関で提示すると、自己負担額が免除されます。

③協力医療機関(右記QRコード)に電話でお申し込みください

※接種に必要な予診票は、医療機関窓口にあります。



新型コロナウイルスに関する相談窓口

☎健康推進課☎0422-24-8050

下記の情報は9月14日時点のものです。

発熱などの症状がある場合

かかりつけ医にご相談ください。受診前に必ず医療機関に連絡を入れてください。

◆かかりつけ医がない、休診の方

●東京都発熱相談センター(医療機関の案内、症状に関する相談受付)

☎03-5320-4592・☎03-6258-5780(毎日24時間受付)

●同センター医療機関案内専用ダイヤル

☎03-6732-8864・☎03-6630-3710・☎03-6636-8900(毎日24時間受付)

●都内の診療・検査医療機関

右記QRコードからご確認ください。



◆市内の医療機関をお探しの方

●三鷹市医師会☎0422-47-2155(平日午前9時～午後5時)

自宅療養中の方

●自宅療養サポートセンター(うちさぼ東京)

☎0120-670-440(毎日24時間受付)

●三鷹市自宅療養者相談センター

☎0422-45-1151(内線4294)(平日午前9時～午後5時)

検査キットなどによる検査を希望する方

●東京都の抗原定性検査キット配布事業

症状のある方(年齢制限あり)、無症状の濃厚接触者向け。詳しくは右記QRコードからご確認ください。

同事業事務局☎0570-020-205(毎日午前9時～午後7時)

●東京都のPCR等検査無料化事業

症状がなく濃厚接触者ではないが、念のため検査を受けたい方向け。詳しくは右記QRコードからご確認ください。

同事業事務局☎03-6634-4612

